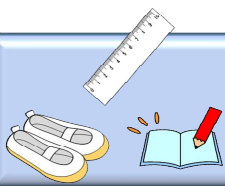


就学援助の ごあんない

就学援助とは??

経済的な理由によって、支援が必要と認められる児童生徒の保護者の方に対して、学用品費など学校に係る費用の一部を町が援助する制度です。



インターネットから申請できます！



1 援助を受けるには(注意事項)

- ・町教育委員会に申請し、認定される必要があります。
- ・申請は全てのご家庭でできますが、認定基準を満たさない場合には支給されません。また、毎年度申請をする必要がありますのでご注意ください。

2 援助の内容

以下の費目について、支給上限額の範囲内で年3回に分けて支給されます。

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費、

新入学児童生徒学用品費 ※新入学児童生徒学用品費は、令和8年3月に入学前支給を受けた方を除く

3 対象となる方

富士川町に住所を有している方で、次の(1)～(2)のいずれかの要件に該当する世帯の保護者が対象となります。(区域外就学により町外の公立小中学校に就学中の方を含みます)

(1)生活保護を受けている世帯(修学旅行費のみ助成)

(2)町が定めた次の認定基準のいずれかに該当すると認めた世帯(所得制限があります)

①前年度または本年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった世帯

②令和8年度町民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯※

※住宅借入金等特別税額控除や配当控除、寄附金税額控除などがある場合は、税額控除適用前の税額にて審査をいたします。

③その他教育委員会が特に援助が必要と認める世帯

富士川町教育委員会

富士川町天神中條 1 1 3 4 / 電話 0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 0 0

裏面もご覧ください



4 申請手続き

○申請方法

①【令和8年1月1日に富士川町にお住まいのご家庭】

右側のQRコードから電子申請手続きが行えます。

電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/town-fujikawa-yamanashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14209

電子申請QRコード



申請は↑↑こちらから

紙での申請をご希望の方は、教育委員会までご連絡ください。

②【令和8年1月1日に富士川町にお住まいでなかったご家庭】

①の電子申請手続き後、同日に所在していた市町村で世帯全員分の「**令和8年度市町村民税課税証明書**」(令和8年6月以降に交付開始)※を教育委員会にご提出ください。

※申請期限までの提出が難しい場合は、事前に必ず教育委員会にご連絡をお願いします。

証明書の提出が遅れると1回目からの支給が受けられない場合がありますのでご注意ください。

○申請期限 令和8年6月3日(水)

※1回目(令和8年度4月分)からの援助をご希望の方は、上記申請期限までに必ず申請をお願いします。

◎令和8年3月に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた保護者の方へ



令和8年3月に入学前支給が認定となり支給を受けた方につきましては、令和8年度町民税確定後(令和8年6月)、令和7年分所得を基に令和8年度就学援助制度の基準で再審査を行います。

※再審査の認定基準については表面「3 対象となる方」をご確認ください。

令和7年分所得を基に令和8年度就学援助制度の基準で再審査(令和8年6月)

認定

不認定

新入学児童生徒学用品費以外の校外活動費などの他の費目の支給ができますので、ご希望される場合は、**令和8年度就学援助制度の申請をお願いします。**

※対象者で未申請の方は、6月の再審査後、通知をします。

令和8年3月下旬に支給した入学前支給分を**返還していただく**ことになります。

※対象者には6月の再審査後、通知をします。



1回目からの援助をご希望の方は、**6月3日(水)までに**富士川町教育委員会に申請をお願いします。

わからないことがあれば、表面記載の連絡先にご連絡ください。